

洲本市骨髄等移植ドナー助成金



洲本市では、骨髄等（骨髄・末梢血幹細胞）を提供したドナーの方を対象に助成金を交付します。

対象者

以下のすべてを満たす方

- ・日本骨髄バンクが実施する骨髄・末梢血幹細胞提供あっせん事業において骨髄等の提供を行った方
- ・骨髄等の提供を行った日が令和4年4月1日以降であり、かつ、骨髄等を提供した日から申請時までの間、洲本市内に住所を有する方
- ・骨髄等の提供に関し、他の地方公共団体から助成等を受けていない方

助成金額

骨髄等の提供のための通院、入院等 1日あたり2万円（上限20万円）

【対象となる入通院】

- ・健康診断のための通院 ・自己血貯血のための通院 ・骨髄等の採取のための入院
- ・その他骨髄等の提供に関し、骨髄バンクが必要と認めるもの

申請方法

次の1、2のいずれか早い日までに申請書類をそろえて申請してください。

1. 骨髄等を提供した日から1年以内
2. 骨髄等の提供に係る最終日の属する年度の年度末（3月31日）まで

【申請書類】

- ①洲本市骨髄等移植ドナー助成金交付申請書兼請求書（様式第1号）
- ②骨髄バンクが発行する対象者が骨髄等の提供を行ったことを証する書類
- ③対象者の骨髄等の提供に係る通院、入院又は面談をした日を証する書類
- ④対象者の住民票の写し（発行日から3か月以内であり、マイナンバーの記載のないもの）
- ⑤振込先口座が確認できる預貯金通帳の写し

申請窓口・問い合わせ先

洲本市健康福祉部健康増進課

〒656-0027 洲本市港2番26号

電話：0799-22-3337

ドナー登録について、詳しくは日本骨髄バンクのホームページをご覧ください。

日本骨髄バンク

検索

